

明教委学号外
2023年（令和5年）2月15日

各学校長様

明石市教育委員会事務局
学校教育課長

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より別添写しのとおり、卒業式においては児童生徒、教職員は式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした方針が示されました。

については、既に発出した今年度の卒業式に関する通知等も踏まえ、基本的な方針を下記のとおりまとめたので、参考のうえ、学校の実情に応じて適切に実施願います。

また、4月1日以降は、「学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めるなどを基本とする」等とされ、これらの留意事項等については、改めて国から通知される予定です。併せて、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する通知等を踏まえ適切に対応するよう、貴校教職員に対して周知願います。

記

1 卒業式におけるマスクの取扱い等について

（1）基本的な考え方

- ①児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体（国歌・校歌等の斉唱や合唱および複数の児童生徒による「呼びかけ」を除く）を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ②保護者はマスクの着用を求める。
- ③来賓の参加及び保護者の参加に係る入場制限については、2022年（令和4年）12月15日付「令和4年度卒業証書授与式及び令和5年度入学式への来賓及び保護者の参加について（依頼）」のとおりとする。

（2）入退場

児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えない。

（3）式辞等

- ①壇上での校長等による式辞等や開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分

な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えない。

②また、壇上で式辞を述べる校長等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えない。

（4）卒業証書授与

卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えない。卒業証書を授与する校長等においても同様とする。

（5）送辞・答辞

在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えない。また、これらを聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えない。

（6）国歌・校歌等の斉唱、合唱等

国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様とする。

2 留意事項

- （1）卒業式の実施に当たっては、効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- （2）列席する保護者に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とする。
- （3）発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。

- （4）基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。
また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。